

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第163号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月28日 16時00分ごろ
発生場所	香川県さぬき市馬ヶ鼻 ^{うまが} 東方沖 馬ヶ鼻灯台から真方位084° 450m付近 (概位 北緯34° 21.08′ 東経134° 15.33′)
事故等調査の経過	平成26年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{なかよし} 中吉丸、3.48トン KA3-31015（漁船登録番号）、個人所有 第291-32850号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、馬ヶ鼻東方沖を約22km/hの速力で手動操舵により北西進中、平成26年8月28日16時00分ごろ、船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、操縦者Bが乗船し、家族（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、馬ヶ鼻東方沖で船首を北方に向け、船外機を停止し、釣りをしながら漂泊中、操縦者Bが、右舷船尾方1,300m付近にB船へ向けて接近するA船を認めたが、A船が漂泊中のB船をいずれ避けてくれるものと思い、時々A船の動静を見ながら釣りを続けた。 操縦者Bは、A船が針路及び速力を変えずに接近してくるので衝突の危険を感じ、船外機を始動したが、間に合わないと思い、同乗者Bと共に海に飛び込んだとき、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南東流約0.4ノット、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	A船は、航行中、船首部が浮上して船首方に死角が生じていた。 船長Aは、衝突するまでB船に気付かなかった。 同乗者Bは、衝突前、A船と衝突の危険を感じ、立ち上がって、大

	<p>声で叫びながら手を振って注意喚起を行った。</p> <p>船長A、操縦者B及び同乗者Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、馬ヶ鼻東方沖を手動操舵で北西進中、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、馬ヶ鼻東方沖で漂流中、操縦者Bが、接近するA船を認めていたが、A船が漂流中のB船をいずれ避けてくれるものと思ひ、釣りをを行いながら漂流を続けていたことから、A船と衝突の危険を感じて船外機を始動させたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、馬ヶ鼻東方沖において、A船が手動操舵で北西進中、B船が漂流中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、また、操縦者Bが、接近するA船を認めていたが、A船が漂流中のB船をいずれ避けてくれるものと思ひ、釣りをを行いながら漂流を続けていたため、船外機を始動させたものの、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首方に死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・漂流中、接近する他船を認めた場合、その動向に注意して、避航の様子が見られないときは、余裕がある時機に、船外機を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を適切に講じること。